

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和三十年五月二十日(金曜日)午後一時四十八分開会

委員の異動

本日議長において小柳牧衛君を委員に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君

委員

木内 四郎君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
野澤 勝君
松澤 兼人君
小柳 牧衛君
中川 幸平君

政府委員

国税庁長官 平田敏一郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局 白石 正雄君
税制第一課長 白石 正雄君

本日の會議に付した案件
○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第五部 大蔵委員会會議録第七号

昭和三十年五月二十日【参議院】

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法(内閣送付、予備審査)

○砂糖消費税法(内閣送付、予備審査)

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題として、大蔵省事務局より説明を聴取いたします。

○説明員(白石正雄君) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきま

して内容の御説明を申し上げます。

お手元に租税特別措置法新旧対照表、有価証券取引税法新旧対照表、それ

れを一つにつづりましたものを御提出してあります。それによりまして内容

の御説明を申し上げます。

まず租税特別措置法の改正でございますが、第二条の二に、いわゆる利子所得に

ります。その期間は昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日まで

の間に支払を受けるべき所得税法九条

一号に規定する利子所得とによりに規

定しております。所得税法で利子所得

得と考へられておりますものにつきま

しては、この期間の間に支払を受ける

べきものにつきましては所得税を課さ

ない、かように相なっておりますわけ

でございます。所得税法で利子所得とせ

られておりますものは公債、社債及び

預金の利子、それから合同運用信託の

利益、それから証券投資信託の終了ま

たは証券投資信託契約の一部の解約に

より分配される収益のうち、利子所得

とせられるもの、これらが利子所得と考へられておるわけでございます。それ以外

のようにより一年以上のいわゆる長期性の

預貯金等につきましては、昨年の改正に

おきまして五割に軽減をするという改

正であつたわけでございますが、これ

は利子所得が二カ年間はかりの間非課

税になりますので、その間規定の整備

をはかるために、二条の三に若干の改

正をいたしまして、その間のものを除

きまして、非課税措置がなくなつたあ

かつきにおきましては、また二条の三

の事項が復活するといふように相なる

ような改正を加えておるわけござい

ます。

それから二条の四の改正でございますが、これは配当所得につきま

して、所得税法では二割の源泉徴集になつておりましたのを、現行では二条の

四で二割五分になつておりますのを今

回はさらに三十年の七月一日から三十二

年の三月三十一日までのものでござい

ましては、一割に引き下げるといふのが

この改正でございます。

二条の五につきましてはこれはいわ

ゆる証券投資信託に關します源泉徴

集の規定でございますが、これも証券

投資信託の中には配当所得として取り

扱われておるものがございます。その

で、この分につきましては配当所得と

同様その源泉徴集税率を百分の十に

するといふ改正でございます。

五条の六の第三項の改正でございます

が、これは特別償却の規定でございますが、その適用が今までは期限後申

告にございましては適用がなかつたわけ

でございますが、今回その条件を緩和

いたしまして、期限後申告につきまし

ても適用があるようにしようといふのが

第三項の改正でございます。

第五條の十の四項の改正もやはり同

じように期限後申告につきましても適

用するといふ意味の改正でございます。

第七條の六の改正は、これは輸出所

得に對します特別措置の改正ござい

ますが、第一点は適用の期限を延

期しようとしておるわけでありませう。

現行法は三十一年、それから三十一年

につきましては七月三十一日までと、

かように相なつておるものを、これを三十一年の末までに延期するとい

うのが第一点でございます。それから

第二点は所得の控除の限度が現行法は

百分の五十になつておりますのを、こ

れを百分の八十に引き上げるといふこ

とが第二点でございます。それから第

三点は、各号の改正になつておるわけ

でございますが、現在輸出といふ言葉

を使つておりました、輸出と考へられ

るものにつきまして本措置の適用があ

るわけでございますが、輸出といふのは通関手続をとりまして外国に出で

いく、これが輸出と考へられるわけござ

いますので、今回まあ賠償関係とい

うよりなことでは對外的に物品の輸出が

なされる事態が起つて来るわけござい

ますが、かような場合におきましては輸出免税措置の趣旨からかんがみま

して、賠償関係で国外に出でいくよう

なものにまでその適用を及ぼすといふ

ことは行き過ぎであらうといふ考へ方

から、賠償関係のものにつきましてはこの適用を廃除したい、かような意味で「対価の支払が日本政府においてなされるものを除く」と、かようにいたしましたので、所要の改正をしようと思つておるわけでございます。

それから二項の二号関係で改正をしようとしておられますことは、プラント輸出の範囲を拡張しようとしておるわけでございます。油井管及び送油管、鉄道用又は軌道用の軌条、送電用の裸より線並びに送電用又は通信用のケーブル、レールとかケーブルといったものはその性質から考えまして、今まで入つておりましたプラントの範囲から考えまして、これもプラントとして考えたが適當ではないかという考え方から、今回これらのものにつきましても輸出免税の五〇の率の適用を行おうというものがこの改正でございます。

次は第八条の五の改正でございますが、五項の一の事項を挿入しようとしておるわけでございます。中小企業等協同組合につきましては、この前の国会のときにおきまして消費生活協同組合あるいは農業協同組合等との関連上特別の軽減措置を講ぜよという意味の本院の決議がございましたので、その趣旨にもかんがみまして研究いたしました結果、農業協同組合等につきましても、農業協同組合等につきましても、中小企業協同組合育成の見地から軽減の措置を講じようとしておるわけでございます。その内容といたしましては一号、二号に規定しておりますような事項に該当するものにつきまして、農業協同組合と同じように積立金が資本金の四分の一に達するまでは

課税をしないと、こういう趣旨の改正でございます。内容といたしましては、三十年の四月一日をおさまして、そのときに短期の借入金で機械等の設備を持つておると、こういうたものにつきましてもその経理内容を向上せしめる意味におきまして、利益からその短期借入金等の返済ができるまで一定の整備計画を立てさせまして、この整備計画は三十五年の三月三十一日まで計画が完了するように立てなければならぬというふうになつておりますが、そのような計画を立てて、地方庁の認可を受け、確認を受けたというものにつきましては、かような非課税措置を講ずるということに相なつておるわけでございます。

それから次は九条の二の改正でございますが、これは住宅の建設促進というものが三十年代以降におきまする政策の目標になつておるもので、その趣旨にかんがみまして、地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団またはいわゆる家を建設して譲渡することを業とする建売業者、かような者から住宅を買つたという場合のその移転登記につきましては、特別に登録税を軽減しようというものでございす。現在家を新築いたしました場合ににおきましては、登録税はその保存登記は価格の千分の一になつておるわけでございますが、今申しましたような地方公共団体、その他から家を買ったという者につきましては、ちやうど自分で新築した場合と同じ条件下にあるわけでございますので、そのような場合に移転登記で千分の五十の登録税がかかるというものは、やや権衡を失すると思へられますので、これ

を保存登記と同じように千分の一に軽減しようというものがこの改正でございます。

それから第四項は地方公共団体につきましては、公用のものにつきましては、登録税は課さないことになつておるわけでございますが、その他のものにつきましては課税を受けることになつておりました、地方公共団体が建てております住宅等につきましては、現在登録税は課税になつておるもので、これはあまり最近の住宅建設の促進という見地からも妥當でないと思へられますので、これにつきましては非課税の措置を講じようというのが四項でございます。

それから九条の六の改正でございますが、現在の九条の六は宗教法人が、宗教法人法ができたときに、旧宗教法人令によつて設立せられておりましたものが、新しい宗教法人法に切りかわるということになりまして、その切りかわりに際しまする登録税を免除するといふ規定であつたわけでございますが、これはもうすでに事柄は大半終了したものと考えられますので、この際これを廃止いたしました。新たに九条の六といたしまして、増資の場合の登録税を軽減するといふ措置を講じようとしております。なお、宗教法人に關しまするこの規定は今直ちに廃止することは、なお登記が完了してないといふものも予想されますので、一応規定は廃止いたしますが、なお、その適用関係といたしましては一年間は適用を存続することにいたしました。三十一年度の六月末まではなお従前の例によることといたしております。増資の場合の登録税の軽減といたしましては、

ては、昨年の改正におきまして法人が増資をいたしました場合におきまして、その増資にかかる配当につきましては、法人税を軽減するといふ措置を講じたのでございますが、それと同一の条件にありまするものにつきまして、その増資に關しまする登録税を千分の一・五、現在は千分の七でございす。これを千分の一・五に軽減いたしました。これを増資の奨励に資するといふことでございす。

それから第十四条の改正は、いわゆる譲渡所得の課税に關連いたしまして、土地収用法等によつて収用されるという場合におきましては、再評価税のみを課税いたしまして、譲渡所得税は課税しないという措置が講ぜられておるわけでございますが、これが現行法におきましては、強制的に収用されるという場合の規定のみが法文上明確になつておりました、そういう条件にありながら、事實は任意売買で協議によつて所有権等の移転が行われるという場合におきましては、法文上いたしましては必ずしも明確を欠いておつたわけでございます。しかし實際問題といたしましては強制をされる条件にあるものにつきましては、任意売買のものにおきましても、通達におきまして同様の取扱ひをやつておつたわけでございますが、この際、法文上におきましても、その關係を明確にしようとしておるわけでございます。同時に従来の法文の字句につきまして若干の整備をはかりうとしておるわけでございます。たとえばその適用を受けまするものとしたしましては、個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋、または土地の上に存するそ

の他の物件というように規定せられておりました、たとえば温泉を利用する権利とか、あるいは海水その他の水を利用する権利あるいは鉱業権、漁業権、こういったものにつきましては法文上は適用せられないというふうになつておりましたので、この際、かようなものにつきましても適用せられるように改正しようとしておるわけでございます。それから第二項におきまして改正しようとしておるものは、保安林整備臨時措置法というので、一定の場合に実は保安林等につきまして強制的な買収ができるというところに相なつておるわけでございますが、現在の法律によりましては、その強制買収の場合ばかりでなしに、保安林整備臨時措置法の第四条で、一般的に買入れられるという場合におきましても、譲渡所得税に關しまするたゞ御説明いたしましたような特別の軽減措置が講ぜられることになつておるわけでございますが、これは他との權衡上や適當でない、かように考えられますので、その保安林整備臨時措置法の第四条で買入れられまするうち、一号、二号、三号と三つの場合があるわけでございますが、この場合の一号と二号は、これは保安林整備上特別の必要があるとも考えられますが、三号の場合におきましてはほとんど一般の場合と異なるところがないと考えられますので、これにつきましては適用を排除する、かような意味におきまして、現在「保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等」となつておりましたものを、「保安林整備臨時措置法第四条第一号若しくは第二号に掲げる森林等」というように改正しようとしておるわけ

けであります。第五項の改正は以上の点に関連いたします改正でございます。

それから十五条の改正は、これはただいま十四条につきまして申し上げたような実体につきまして、法人につきましての規定でございますが、これも同様の趣旨の改正をしようとしておるわけでございます。法文につきましては一項および三項の關係で若干の規定の整備をはかったわけでございます。実体といたしましてはただいま御説明したようなことでございます。なおこの際、農地法の關係の買取につきまして、法人につきましては規定が漏れておりましたので、農地法の關係につきましても、この際、適用があるように三項におきまして改正をしようとしておるわけでございます。

それから次は二十一条の二でございます。これは住宅の建設を促進する意味におきまして、現在借家の用に供する住宅を建てたという場合におきましては、これについて特別償却の制度が設けられておるわけでございますが、この特別償却の範圍につきまして拡張しようとしておるわけでございます。現在は普通償却範圍の五割増しの償却を五年間認めるとかように相なっておりますわけでございますが、これを今回木造等のものにつきまして十割増し、それから耐用年数五十年以上のもの、鉄骨、鉄筋というようなものにつきましては二十割増しという償却を認めようとしておるわけでございます。これによりまして、木造等につきましては五年間で七割以上の償却ができる、五十年以上のものにつきましても五年間で全体の五割をこえる償却ができる

と、かように相なるわけでございます。住宅建設の促進に寄与するものであると考えております。

それから二十七条の改正は、航空機の乗客に対する通行税は現在二〇%と相なっておりますが、これを臨時的に三十二年の三月末までの間に軽減しようとしておるわけでございます。航空機の通行税につきましては、各國の例を見ましても、アメリカは一〇%、それからドイツにおきましてはかかっておりませんが、フランスにおきましても低額で、ごくわずかなものが、百六十フランというものがかかっておるといふ程度でございます。二割という通行税の税率は諸外国に比較いたしまして高いと考えられます。また航空機事業は現在までの緒につけてはかりで、必らずしも軌道に乗っていないと考えられますので、航空機事業の育成というようにも関連いたしまして、この際、臨時的に軽減措置を講じようとしておるわけでございます。

それから附則におきましては、以上の改正の適用關係につきまして、若干の規定を設けておるわけでございます。二項、三項は利子所得、配当所得に対する改正規定は六月三十日まで有効につきましてもなお従前の例によるという例文的規定でございます。それから輸出關係のものにつきましては、輸出取引の範圍、プラント輸出の範圍を拡張したというようなものにつきましては、七月一日以降の分について適用するわけでございますが、その他のものにつきましては、所得税にの他のものにつきましても三十年分の所得税から適用するし、法人税につきましても七月

一日以降事業年度が終了するものから適用する、かように経過的の規定を設けておるわけでございます。

それから今回の租税特別措置法等の一部を改正する法律の第二条で有価証券取引税法の附則を改正しておるわけでございますが、これは証券投資信託財産に属するところの株券の譲渡につきましては、証券投資信託育成の見地から二年間だけ有価証券取引税の税率を万分の十五となるべきところを万分の六といたしておるわけでございます。その期限が三十年の七月三十一日で切れることに相なるわけでございます。しかしながら証券投資信託の最近の状況は必ずしもまだおもしろくない状況にございまして、なおかような育成措置を二カ年程度続けたいという意味で三十二年の三月三十一日まで従来の万分の六の税率を据え置くこととしようというものがこの改正でございます。

以上簡単にございしましたが、一応措置法等の一部を改正する法律につきましても内容の御説明を申し上げる次第でございます。

○委員長(青木一男君) これより税法關係の質疑に入る予定でございますが、政務次官、主税局長、国税庁長官には出席を要求しておりますが、今出席の事務当局で御質疑が達せられる範圍の御質問をお願いいたします。範圍はこれまで当局から説明を受けました税法關係全部を議題といたします。

○山本米治君 法人会のことについて、資料を求めておきました。○説明員(白石正雄君) 法人会の実情につきましても国税庁当局に連絡いたしまして、ただいま取りまとめしておりますので、もうしばらくお待ち願いたいと思ひます。

○山本米治君 資料をいただく前にちょっとお尋ねしますが、法人会というものは各地に大抵税務署単位か何かであつたようですが、ほとんど全部できておりますか、どうですか。どういふ趣旨であるものなんでしょうか。その法的根拠は多分ないと思ひますが。

○説明員(白石正雄君) その操作につきましては私まだ承知しておりませんので、国税庁当局を何しまして後日御説明いたしたいと思ひます。

○山本米治君 それではその問題は他日にいたしまして、近年非常にやかましくいわれておる資本構成の問題について、少しお伺いしたいと思ひます。日本の企業というものは借入れが多過ぎる。銀行側からいへば貸し出しが多過ぎて、いわゆるオーバー・ローンになつてゐる。それから企業からいへばオーバー・ボローイングになつてゐる。これはいろいろ複雑な事情がありまして、困難な問題だと思ひますが、これは税制と關係があるというものが、これは非常に財界からも多いわけなんです。どうして会社というものが自己資本、増資を余りしないで、銀行から借り入れをおるかという問題を考へてみますと、一つには投資家の側から考へなくちゃならん。もう一点は会社の経営者の立場から考へなくちゃならん。投資家からみれば、預金利子よりも配当利回りの方がよければ、株式増資などに応ずるといふことになるわけですが、これはなかなか日本の企業の本根に問題がありまして、一応利回りがよくても飛びつかんという理由は

あります。それは投資家の判断にまかせなければならないが、特に自己資本増資よりも借入金にたよる傾向があるというところは、経営者の立場からどういふことか。つまり経営者が増資をして自己資本を充実するか、あるいは銀行から借り入れをするかという判断において、借り入れをするれば、たとえば一割なら一割の金利を払いまして、これは経費で落せる。もし増資をした場合にはかかるべき配当を少なくするにしろ、たとえ一割の配当をするにしても、その資本費負担というものは普通二割、二倍くらいになるといわれておる。経営者の方の立場からいへば、銀行から借り入れれば一割金を払へば、それきりで済んでしまふ。株式を募集した場合には、かりに一割の配当をするにしても二割もつけなければ一割の配当ができない。そうすると、それは非常にやりにくいといふことで、つい増資よりも借り入れにたよるという傾向があるわけだ。こういう点を政府当局はかねがね考へておられまして、自己資本充実が促進されるかどうかというところは、私非常に疑問に思つてゐる。それでその困難な点はやはり法人税が相当高い。これに加ふるに地方税まで入れば普通六割といわれるのがある。百万円もあれば六十万円が税金になつてしまふ。その残りで配当するといふことになる。なかなか経営者がやりにくいといふことで、経営者としては増資をやるよりは、何とかして銀行にどんな無理をしてでもたのんだ方が安易だといふことになるだろうと

思うのですが、こういう点についてどういふお考えがあるか伺いたい。

○説明員(白石正雄君) 法人の自己資本充実のために、税制上どういふ措置を講じておるか、またこれについてどういふ考え方を持っておるかというふうなお尋ねだと拝承いたしましたわけでございますが、税の立場からいろいろ自己資本充実のために措置を講じてきたことは、すでに御承知の通りでございます。まして、昨年の改正におきまして、増資をいたしましたものにつきまして、その増資に関する配当につきましては一定の割合で法人税を免除する、かような措置を講じたことは御承知の通りでございます。この状況を私ども調べて参りますと、二十九年におきましては、これは御承知のように二十八年の十二月分からの増資の分につきまして、二年間を限って適用になっておるわけでございますが、二十九年におきましては、その適用を受ける所得は約三十六億程度に達すると、かように考えられております。それが三十年度におきましては、これは増資の額が幾らになるかということによって変わってくるわけでございますが、一応三十年度における増資を千五百億、かように見ました場合におきましては、その適用を受ける所得は百二十三億に相なるだろうと算定しておるわけでございます。そういったしますと、全体の配当総額に対するこの増資免税の適用を受けておりますその額はどのような割合になるか、かように考えてみますと、二十九年におきましては配当総額を七百七十億程度と推定いたしますと、二十九年におきましては四・七四%に当っておったわけでござい

ますが、三十年度においては配当もやや増加するものと見まして八百七十億程度のものと見た場合におきまして、増資免税の適用を受けます割合は一四・六%程度になる、かように推定せられるわけでございます。御承知のように法人税は現在の建前におきましては、所得税の前取りというように考えられておまして、この見地から二割五分の控除の制度があるわけでござい

ます。この増資免税の適用を受けたものにつきましては、法人税が全然かかっていないわけでございします。そのものについて二割五分の配当の控除を適用するということは、これは理屈から申しますと、少しくおかしいと考えられるわけでございします。その分については少し言葉が過ぎるかと思ひますが、いわば全然法人税を取つていない部分についても、二割五分だけ配当の際控除しておるということになります。このように考え方を逆にするというわけでございします。そういつたものが一割四分六厘、まあ一割五分程度のものが、さういふ意味におきまして法人税がかかっていないものについて配当控除が行われておるといふことは、逆に申しますと、一般的に平均的に申しますれば、二割五分の率を引き下げていないという議論にもなりかねないわけでございします。さういふ面から申しますと、自己資本の充実にいうことのために、相当の税法上の優遇措置が行われているものと考えておるわけでございします。しかもこれは二年間増資が行われるたびに累積するわけでございします。で、さういふ意味から二十九年におきまして改正せられましたこ

の増資免税の措置は、増資の増加とともに自動的にその軽減措置は大きくなるわけでございします。で、いま申しましたように、二十九年におきまして三十六億程度のものが三十年におきまして百二十億をこえますし、さらに三十一一年におきましては、やはり千五百億ほどの増資が年間を通じて行われますものと推定いたしますと、百六十億ほどの免税所得になると、かよになつて、自然的にその優遇措置は増加すると、かように考えられるわけでございします。

さらに今回法人税につきましては、御承知のように、四二%を四〇%に引き下げることにによりまして、自己資本の充実に資しているわけでございします。また先ほど申し上げましたような増資の場合の登録税の軽減あるいは有価証券取引税につきまして、これはわずかな問題でございします。取引税の軽減税率の適用期間の延期といううなことを考えているわけでございします。あらゆる面から自己資本の充実につきましては、税法上でできる限りの措置を講じているわけでございします。

○委員(青木一男君) 国税庁長官が二十分間だけ時間があるのださうです。その間に国税庁長官に聞きたい問題だけを先にすましたいと思ひます。

○山本米治君 それでは国税庁長官に御質問のある方に先にしていただきます。

○土田国太郎君 ちょっと伺いたいのだが、実はこれは佐世保に起きた問題なんだが、佐世保のSP隊長からその土地のキャバレー並びにバーの組合に通

達が五月八日付で出たのですが、その方面からの陳情が来たわけなんです。通達の内容は「日本製のウイスキーはメチルアルコールを含んでいるので、これを飲用することは危険である。アメリカ合衆国兵の日本製ウイスキーの飲用を禁止する」と、さういふことですね。これは自分の部下に対する命令ですから、これは一応これとして、その次に「この日本のウイスキーを飲んではいけない」といふ通達はすべての陸海軍の軍人に適用せられ、日本製のウイスキーをアメリカ合衆国兵に対して販売することを禁止されておる、さういふので、日本にいるアメリカ国民に禁止する。佐世保におけるバーあるいはキャバレーが、これらの日本製ウイスキーをアメリカ合衆国兵に売ることとを差し控えていたければ本官の喜びとするところである。しかしメチルアルコールを含んでないところのウイスキーのみを販売していただく。さういふ意味ですね。その次にい

きまして、「合衆国兵が日本製ウイスキーを用いたことによつて、めくらになつた例が多数あり、従つて佐世保におけるバー、あるいはキャバレーの御協力をお願いしたい」という意味の通達がバー、キャバレー組合へ佐世保のSP隊長から出たわけですね。それでキャバレーの組合の幹部がこのSP隊長のところへ伺ひに出たところが、さういふ意見だったというのです。「如何なる種類の日本製ウイスキー、サントリー、トリスを含むとしてありますが、如何なる種類の日本製ウイスキーをもアメリカ人及び将兵に売らないこと、売るとは禁ずる。それから日本人のウイイレス、ダンサー、

こういう者の飲料に対してはこの適用は受けない。即ち日本製品でもよい」というのですが、それから三に行きまして「販売可能なウイスキーについては、アメリカ製、カナダ製、イギリス製のみとし、関税通過品と製品との別はSPの関心を持つところではないけれども、軍から横流れの洋酒に対しては取り締りの対象となる。それで「前記の輸入品といへども場内での販売は禁止すること、次に行きまして、「赤玉ポットワインの販売は希望しない、もし前項の趣旨に副わない店に対しては立入り禁止もやむを得ない、さういふ命令が出たのですがね。それでその土地の連中はなほだ迷惑しているばかりでなく、さういふ日本の製品に対して、私は寡聞にして密造のことは知りませんが、内地製の酒類、特に洋酒については厳重なメチルアルコールの検査も行われていることでありますし、さういふことではないというふうに考えておつたのであります。現在ではこのメチルアルコールの率の検査等をよくやつておられるのかどうか。それで仮にさういふもの含有がないとすれば、日本製品に非常な傷をつけることとなり、またさういふことを勝手に日本人に命令することは一つの内政干渉でもありますし、さういふことは日米行政協定においてできないのじやないかというふうに私は考へておるのがあるが、取り締り官庁である国税庁のお考えはどうであるか、これに対する措置はどういふふうにお考えであるかということも聞きしたいと思ひまして、御多忙中ちよつとおいでを願ひましたわけであります。

は実はあるいは係員には来ているのかも知れませんが、私、はなはだどうも不敏ですが初耳でございまして、今御説明願ったところによりますと、どうも大分筋違いなことが多いのじゃないか、第一普通の正規の酒類でありましてメチールが衛生に害あるほど入っているのは現在ございせん。また私どもそういう見地からも常に注意はいたしております。終戦直後その点が問題になりまして、嚴重にいたしました、それはおそらくその後も引き続きいたしておりまして、正規の雑酒に關する限りそのような心配はないと思います。ただおそらくこれは今推定いたしますと、あるいはアメリカの兵隊さんが密造のものを、あるいは手をつけて、場合によりますと、そういう結果になった事件があるいはありはしないかと考えられますが、そういうものでございませう、そういうものは業者が大いに自粛しまして、売らぬようにしろという趣旨でしたら、これは非常に私ども話のよい筋ではないかと思うのでございますけれども、そういう点については私ども内部において取締りを嚴重にいたしますとともに、業界にもそういう趣旨の注意を、お互いにすることならいいじゃないかと存じます。しかしいずれにいたしましても、今お聞きしましたような趣旨のことは、非常になんと言いますか、行き過ぎと申しますか、そういう点が非常にあるように見受けられますので、なお私ども早速取り調べまして、必要な方法によりまして連絡をとりまして、できる限り措置をとるようになしたいと考えて次第であります。

といふものが、あるいは株式といふものが大衆化されてない。ずいぶん一時株式大衆化ということが叫ばれたことが、なお外国一流国に比べれば、株式投資といふものに對して民衆はそれほど興味を持っていないという側からあります。先ほど申しましたように、税金の側からもあると思うのです。そして先ほどお話の通りに主税當局としてはおそらくこの自己資本充實をさせるために、極力いろいろな措置をとっておられる、これは私も承認するにやぶさかでないのです。それでですが、どうも借入れ財源依存の傾向が多といふことは、税の方ではきりぎりされる措置はとっておるが、なお税の側に原因があると言われるか、しか

ては、相当の税収減になるわけでございます。いまして、今回二%引き下げたことこののみにおきまして、初年度四十四億四、平年度におきましてはまあ八、十億四程度に達するわけでございます。で、これ以上引き下げるといふことは税収上も相当の問題になるわけでございます。また他面におきまして、最近中小法人というような見地からいろいろ御意見があるようでございます。が、いわゆる中小法人ことに同族会社と考えられるものにつきましては、個人との関係については負担の権衡というような点も、やはり一応考えなければならぬ問題だろうと考えられますので、そういう点を考えますと、まあ所得税等の軽減の関係というような

万四と、かような数字を示しておるうなわけでございます。この中には超過供出奨励金等の特例法による税の部分も含まれておりまして、必しも自己資本の充実に資しておるものとは考えられないわけでございます。すべてがそれに資しておると申すことはできないと思つてございまして、しかしこれらの中にはいわゆる各準備金制度というもので中小法人の側からはいろいろ批判の問題もあるようでございますが、またこれは当然償還金として会社経理上認むべきものを認めておる問題でございまして、必ずしもこれを優遇措置であるというより、むしろ見解の分れるところでございまして、

税といふようなものは、税収入の三大収入の一つになっておつて、これがあまり減少しては蔵出との関係において困る、こういう立場からなのか、その点を一つ伺ひたいと思います。

○説明員(白石正雄君) 自己資本充実のために、さらに税の面から軽減措置を講ぜよというお話でございましたが(講ぜよとは言わなかったのですよと呼ぶ者あり)そういう点に關しまし

いろいろな点はあなかなかに困難であるという考え方もあるわけでございます。そして、さような点をもからみ合せまして、今回は法人税の引き下げは四〇％程度に止めた次第でございます。ただ、各種の御意見があるようでございますが、まあみるお方々の御意見によつていろいろの見方はできると思ひわけでございますが、法人税は、今までは四二％、今回は四〇％でございますが、

した税高から見まして、これがない場合と比較して見まして、この程度の軽減の税額になっておるといふことは、やはり他面から申しますれば、これは企業の資本蓄積に資しておるといふこともいえるわけではございまして、そういう点をあわせ考えますならば、税法上現在考え得る限りのあらゆる方途を講じまして、資本蓄積の見地からの措置は講ぜられておるといふことで

○山本米治君 先ほどの自己資本充実の問題を連続御質問しますが、日本の企業の資本構成が悪いということは、アメリカが来ても直ちに着目して注意したところなんです、その後ますます悪くなっておるといふくらいであります。これはいろいろな問題に関係があると思う。あるいはまた日本の証券

ての意見をどうかといふお尋ねではございませんが、法人税につきましては今回四・二％から四・〇％に軽減をした。しかしこの程度ではなお十分でないから、もつと法人税を下げるについては、一体財源の關係から問題があるのかというようなお尋ねのようでございますが、これはもちろん端的に申しましてさうでございますして、法人税が二千億近いものを占めておりますので、これを軽減するといふことにつきまし

他面において租税特別措置等において相当の軽減措置が講ぜられておるといふことは、一面からは中小法人ともの負担に云々という一面なことで非難も受けておる面もあるようでございますが、本日御提出いたしましたこの昭和二十九年度におきます租税の特別措置による減税額の推計というのをただいまお手元に配付しておると思うわけでございますが、これの一応関税関係を除きました数字は五百六十六億四千九百

○山本米治君　今政府が自己資本充塞について、租税法上はかなり英断的にやっておられるということは私も承認するわけですが、それは承認します。が、なおかつ、そうかといって法人

す。

税、むしろ安くねば安いとはいひませんが、そうただにしてしまふわけにもいかない。そういう税金は今の自己資本と借り入れ資本との関係において阻害をなしているというこの事実をお認めになるかどうかということ、これ以上もつと税法上の優遇をしつと意味で必ずしもない、そういう事実を認めるかどうか。むしろもつと日本の経済状態がよくねば、もつと税金を安くするということもできるでしょうが、今の場合はその事実を認めるか。一方余り減取になつても困るから、これがぎりぎりの線だと、こういうふうにお認めになつておるかということをお伺ひしたい。

○説明員(白石正雄君) 現在のが国の租税負担が相当重いとすることは、これは事実であらうかと考へるわけでございます。従ひまして私どもは、税は、できる限りその軽減に向つて努力したいと考へておるわけでございますが、他面財政の需要の方面もまたきつめて大きいものがございまして、なかなか所期の通りに参りかねるといふ現状でございます。

○山本米治君 そうですね、ちよつと奇妙なお尋ねですが、たとえばあなたが会社の経営者だとします場合に、一般論はちよつと言いかねるかも知れないが、一つどうしても資本をふやす必要があるという場合に、増資に行かれるか、銀行で借りられるものならば借りるつもりになられるか、仮定ですが、一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(白石正雄君) 実は私そういうことにつきましては余り深い知識を持ちませんので、何ともお答えいたしかねるわけでございますが、やはりそ

れはそのときどきの諸情勢のいかんによりまして決定せらるべきものではなからうかと考へておる次第でございます。

○小林政夫君 今の配布された資料は中を見るに法人と個人と一緒のもので、これは、

○説明員(白石正雄君) これは適用になります。これに書かれておりますものにつきましては、これは法人にも個人にも適用になるような事項があつておられます。中には法人、たとえば増資配当金に対する免税というものは、これは法人だけにしか適用がないというところがございますが、しかし大部分のものは、法人にも個人にも両方適用があるというふうなものにつ

きましての数字は大体法人を主としてあげております。利子所得課税の特例というふうなものにつきましては、これはもちろん法人よりも個人の問題でございまして、そういうものは個人というふうにお考え願ひたいと考へるわけでございます。

○小林政夫君 結論だけ聞けばいいのですが、事柄の意味はわかつてゐるわけだから、結局青色申告をする法人でも個人でも両方に適用のあるものについて減税額というものは両方についておるのか。今までのあなたの方から出された資料については、法人の方はよくわかるけれども、個人の方はなかなかわかりにくい、こういうことで法人分だけが従来出ておつたわけですね。この資料は法人個人両方に適用のあるものは両方を含んだ減税額ですかどうですかということ。

○説明員(白石正雄君) たとえば3の法人税法及び所得税法によるものとし

まして、貸倒準備金と特別修繕引当金、こういうふうに分けておりますのはこれは資料は法人だけでござい

ます。個人の方は実は調査の推計の方法も容易ではございませんので行き届いておりません。

○小林政夫君 全部が、租税特別措置法によるものについても、これは実際に個人の利用しておるものもあり得るわけですね、理論上は。青色申告をやつておる個人については、たとえば合理化機械は特別償却なんというものは挙げられますが、そういうものについては、この資料は法人分だけだと、こういうことに解釈していいのですか。

○説明員(白石正雄君) さういふにお考へになつて差しつかえないと思ひます。

○小林政夫君 それからこの数字は従来出された数字からいっても、少し少いと思うのですけれども間違ひないですかね。

○説明員(白石正雄君) 従来各種準備金及び引当金によりまして出しました数字は所得額で出しておつたと考へます。それから場合によりましては累積額で出しておつたこともあるかと考へます。従ひましてさういふ見地からこの数字がちよつと少いのではないかという御意見があるかと思ひますが、これは二十九年度において積み立てました額、しかもその税額でございまして、そのような見地から御覧願ひたいと考へます。

○小林政夫君 それから従来資料と違ふことは、あなたの言う通り違つておることはわかつてゐるのですが、従

来はその分に対して四二%かければ減税額が出たわけですね。この場合はそのりすると法人税率は四〇%としてその軽減額が出ておるのか、四二%で出ておるのか。

○説明員(白石正雄君) これは二十九年度でございましてから四二%として出ております。

○小林政夫君 それにしても従来の免稅所得として出された資料からわれわれが計算した数字とでは少し減つておるのじゃないですか。だけれどもこれは資料として出されたのだからこれが正確なものでしょうが、念のためにだめ押しをするわけですが、間違ひないですか。

○説明員(白石正雄君) これは悉皆調査でございまして、若干の推計をまじえておりますので、その点でできるかぎり正確を期したつもりではおりますが、まあさういふ御承知願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 だいたひ中小法人についての問題があつて、この特別軽減措置による減税額は大きいという、われわれを初めとして言つておるものですか。しかし実質的に減税額を少額に縮小されておるのじゃないかという気がするのですが、まあそれは推測だからやめますが、先ほどの山本委員の御質問に関連して、中小法人というか、少額所得法人についての税率を区分するといふ意見も相当出ておる。たとえば法人のほうから法人所得百五十万以下分について三五%、こゝろい意見が出ておる。そこで資料としてもらいた

いのですがね。その法人所得の中の百五十万以下の分を三五%とした場合にどれだけ減税になるか、減取になるの

か。それからもう少し区分を大きくして三百万円以下を三五%とした場合にどうなるか、五百万円、まあ日中連等は五百万円ですけれども、五百万円以下の所得について三五%とした場合にどうなるか、それから百五十万円以下を三〇%とした場合にどうなるか。

○説明員(白石正雄君) 試算いたしまして御提出いたします。

○平林剛君 私もこの租税の特別措置による減税額の推計の表でお尋ねしますが、この間私が要求いたしましたすべてがこれでですか。

○説明員(白石正雄君) まあ所得税法の本法に對します特別という見地からまだこのほかいろいろいふこまかいこととがございまして。しかしさういふこととは非常に困難でございまして、さう大した金額に上らないといふものもございまして、かようなものは一応省略させていただきます。一応税収の点から見ましても相当の額に達すると、かつ論議の対象になり得ると考へられますものにつきまして一応ここに計上した次第でございます。

○平林剛君 これは主要なもので多額な減税推計になるものをあげたと言われますが、それ以外のこまかいやつを集めたらこれもかなりの額になつてい

るのじゃないですか。それからたとへばこの昨年の国会を通つたお医者さんの所得に關する特別措置などのことが何か書いてあります。

○説明員(白石正雄君) こゝに計上してないようなものにつきましては、もう税収の見地からはとんど言ひに足らない問題で、またきつめて個別的な

か。それからもう少し区分を大きくして三百万円以下を三五%とした場合にどうなるか、五百万円、まあ日中連等は五百万円ですけれども、五百万円以下の所得について三五%とした場合にどうなるか、それから百五十万円以下を三〇%とした場合にどうなるか。

○説明員(白石正雄君) 試算いたしまして御提出いたします。

○平林剛君 私もこの租税の特別措置による減税額の推計の表でお尋ねしますが、この間私が要求いたしましたすべてがこれでですか。

○説明員(白石正雄君) まあ所得税法の本法に對します特別という見地からまだこのほかいろいろいふこまかいこととがございまして。しかしさういふこととは非常に困難でございまして、さう大した金額に上らないといふものもございまして、かようなものは一応省略させていただきます。一応税収の点から見ましても相当の額に達すると、かつ論議の対象になり得ると考へられますものにつきまして一応ここに計上した次第でございます。

○平林剛君 これは主要なもので多額な減税推計になるものをあげたと言われますが、それ以外のこまかいやつを集めたらこれもかなりの額になつてい

るのじゃないですか。それからたとへばこの昨年の国会を通つたお医者さんの所得に關する特別措置などのことが何か書いてあります。

○説明員(白石正雄君) こゝに計上してないようなものにつきましては、もう税収の見地からはとんど言ひに足らない問題で、またきつめて個別的な

か。それからもう少し区分を大きくして三百万円以下を三五%とした場合にどうなるか、五百万円、まあ日中連等は五百万円ですけれども、五百万円以下の所得について三五%とした場合にどうなるか、それから百五十万円以下を三〇%とした場合にどうなるか。

○説明員(白石正雄君) 試算いたしまして御提出いたします。

○平林剛君 私もこの租税の特別措置による減税額の推計の表でお尋ねしますが、この間私が要求いたしましたすべてがこれでですか。

○説明員(白石正雄君) まあ所得税法の本法に對します特別という見地からまだこのほかいろいろいふこまかいこととがございまして。しかしさういふこととは非常に困難でございまして、さう大した金額に上らないといふものもございまして、かようなものは一応省略させていただきます。一応税収の点から見ましても相当の額に達すると、かつ論議の対象になり得ると考へられますものにつきまして一応ここに計上した次第でございます。

○平林剛君 これは主要なもので多額な減税推計になるものをあげたと言われますが、それ以外のこまかいやつを集めたらこれもかなりの額になつてい

微々たるものだといふようなものだと私の方では考えております。

それから医者の特別措置につきましては1の(6)のところに「社会保険診療に係る所得の計算の特例」といたしまして十二億と計上しております。これがお話の点だと考えております。

○平林剛君 この特別措置法についていろいろ政府の中でも検討を続けているというお話を聞いておりますが、今日までの進展状況ですね。また今日における政府として検討した何かの結論があればそういうことについてお聞かせを願いたいと思います。あなたの知る範囲についてでも結構です。

○説明員(白石正雄君) 税の本来の立場から申しますれば、こういった特別の措置が適当でないことはまあ申し上げるまでもないことだと考えるわけでありまして。しかし現在の日本の経済情勢がまだほんとうに所期の状態になっていないという見地から、まあ政策的にいろいろの軽減措置が講ぜられていくわけでございます。そのようなものにつきましてはそれぞれその個別的理由がありまして設けられていくわけでございますので、その個別的理由その理由と、それからそれが税の本来の公平の見地をあまりにも害して、その政策的な見地とのかね合いに望ましくないという見地から廃止するかどうかと、こういう検討でございますが、ただいまのところなおこれらの措置につきましては、それぞれこういった存在理由があるものと考えられますものにつきましてはなお存しているわけでございます。この際またこれを改正したいというように考えたものにつきましては、それぞれまた

提案もいたしまして、御審議に供していただく次第でございます。

○平林剛君 今そうすると特に政府の間で検討しているものはないと、こういうわけですか。大体ここに掲げたものについても、現在の情勢から必要なものだけが定められてあつて、今特に懸念の問題になつていふようなものはないと、こういうわけですか、そういうお答えなんですか。

○説明員(白石正雄君) ちょっと何と申し上げたいのか、少しく何でございまして、この際改正の必要があると考えましたものにつきましては、法案の改正として提出しているわけでございます。その他のものはいましばらく存続すべきものだと、かように考える次第でございます。

○平林剛君 あなたにあまり聞いてもしょうがないから聞きませんが、それは別な角度でちょっと聞きますが、今回の租税の特別措置法の一部改正の中でも預貯金等の利子所得に対してまた特別な措置を講ずるような説明がありました。今日までも預貯金等の利子所得に対する相当の特別措置がございまして、大体これはこの表でもわかるかもしれませんが、どのくらいになつておりますか、ちょっとその点を伺いたい。

○説明員(白石正雄君) 利子所得につきましてはこの前期限の延期をいたしましたときも暫定予算に關連いたしました申し上げましたように、内容は二割の源泉徴収をいたしまして、そしてこれを総合して課税をするということになつておりますのを、現在の法律ではその二割を、一割源泉分に課税になつておるわけでございます。その他

で二十九年度におきまして減収となりまして考えられますものが、ここにあげておられます三千億と、こういう数字でございます。

○平林剛君 そうすると今度のやつを合わせると、今度のやつが大体三十五億九千六百万円ですか、そうですね。政府の説明によりますと、預貯金等の利子所得あるいは配当に対する免税措置をとると民間資本の蓄積の促進をはかることができる、こういうお話のようでありまして、具体的にどのくらい、意地悪な質問ですけれども、これをやったらどのくらい民間資本蓄積の実績が上がるかというこの見当がついておるわけですか、それをちょっとお願いいたします。

○説明員(白石正雄君) 第一に利子所得の免除によりまする減収額でございますが、これは所得税におきまして、御承知のように三十五億九千六百万減収となります。ただしこれは法人税の増収となつてはね返ってきますので四億七千万でございますので、その差額分だけが減になるわけでございます。

第二点の預金利子免税によつてどれだけ貯蓄が増加になるかと、こういう御質問でございますが、これは利子免税に幾らという推定は非常に困難でございます。まして、なかなか的確には申し上げかねるわけでございます。ただ預金利子免税というふうな心理的な効果、または手続きの今までの煩瑣を除いたという点、それからまた利子所得課税の免除によりまする預金者の手取りの増加と、こういうような点から貯蓄の増加に資するところは大きいと考えておられます。三十年におきまして貯蓄の増加目標八千億円をこれらの

措置、またその他の貯蓄運動等によりましてその目標が到達できるものと、かように考えておる次第でございます。

○平林剛君 まあその考え方についてはまた別に私どもの見解を申し上げますけれども、きょうは予備審査から予備的質問だけしておきますが、もう一つお伺いしたいのは、この預貯金と配当所得に対する措置というものは今臨時的に行うという説明がございまして、たけれども、一体いつごろまでこれを実施するの。

○説明員(白石正雄君) 先ほどの法案でちよつと御説明申し上げましたように三十二年の三月末までになつております。

○平林剛君 その期間ということ、今の政府の経済六カ年計画とはどういう関係にあるか。そういう関係があつてその期日を示されたのか、特に当分の間ということとでその期日を定められたのか、期日を定めたことについての理由をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(白石正雄君) 税の立場から申し上げますと、預金利子免税というふうな措置はやはり異例の措置でありますので、できる限り短期間に限るべきものと考えておる次第でございます。従いましてまあ差し当り二年程度でとめたいという見地からかようにいたしました次第でございます。その間に貯蓄の増加というふうなことも軌道に乗るのではないかと。従いましてまあ二年後におきましてはもう本来の税法の立場に立ち返りたいと、かように考えておるわけでございます。

○山本米治君 預貯金利子の課税が全廃されたことはわれわれは賛成していろいろの理由はある、これはあるはますまいかと思ひので、臨時措置として二年の期限が定められたことと思ひますが、今まで資本蓄積、貯蓄増強ということについて非常に問題があつたと思ひが、銀行勘定に対する税務当局の取調べということがあつたわけでありまして。これが貯蓄増強を非常にばむというところで、かねて大蔵省内でも銀行局と主税局との対立のあつたことは周知の事実なのでありますが、そこで今度利子課税が全廃されるということになると、税務署の銀行立ち入りということはなくなるのか。あるいはその利子課税問題だけを調べるのじゃない、あるいは脱税容疑のあるようなときに銀行取引の実情を調べるのだから、課税が全廃になろうと何だろと、そういうことは別問題に立ち入られるのか、そういうことをお伺いしたい。

○説明員(白石正雄君) 今までにおきましても、租税の面から貯蓄の阻害になるような税務行政執行上の行為はないようにいたしておたわけでございます。御承知のように、利子支払いにつきましては、支払い調書を提出するということとが所得税法の本法の中では規定されておるわけでございますが、これが一割源泉分離課税になりました措置法の方の規定によりまして排除されておまして、そういう支払い調書の提出も現在は免除せられておるといふ状況でございます。また税務の執行の方から銀行預金等を一般的に調査をするという、つまり何某の脱税容疑というふうな点から調べるというこでなしに、ただ何か銀行預金を

調べたら税務執行上寄与するというような見地から一般的な調査をするという事はたゞいままでのところは行なっていないわけでありまして。従いまして現在までの措置といたしまして、税務執行上貯蓄の阻害になるようなことはやっていないつもりでございます。また今回預金利子課税を免税をしたという点に關連いたしまして、そういう方面におきまして税の執行上取り上げて改善を加えるという点は、従来ともそういう懸念のないようにいたしておりますので、特別にそういう方法は考えていない次第でございます。

○山本米治君 最近よく聞かれたけれども、当初そういう問題があったことは事実なんです。これはもう私もかつて貯蓄増進関係の仕事をやっておりますが、それがしばしば問題になった。そこでまあ最近はいくつか改善されたようではあります、今でもあるいはこの利子課税の免除が行われたあとでも、ある人の脱税客疑等があるときに、銀行にある個人の銀行勘定を調べるといふ等の、最後のつまり宝刀は決して捨ててはいられないと思っておりますが、その点はどうかですか。

○説明員(白石正雄君) 税務の調査のための一般的な銀行預金の調査、これは従来ともやっておりますし、今後ともやらないわけではございませんが、具体的に脱税客疑があった、そのための必要上やむを得ず具体的に調査をするという事は、これはまあやはり必要があればそういうことも行わなければならない問題であると考えております。

○山本米治君 先ほど小林さんから

ちよつとお話があった問題ですが、中小企業の法人税問題ですが、小林さんは年額たとえば三百万円とか五百万円以下のものを三五%とした場合はどういふ数字が出るかというより資料要求でありましたが、これはかねがね中小企業に対する課税が多い。大法人は租税特別措置法で実質上相当軽減となっておりますという議論がありましたが、これと関連して、金額はいろいろありましようが、法人所得がたとえば百万円とか、あるいはさらに小さく言えば年額五十万円くらいまでのものについて、たとえば法人税を三五%とか三十分とか特別に安くする措置を講じたらどうかという事は多くの方面で議論になっておたわけですが、今度は一般税率を四十二から四十に下げたという事であつて、そういう中小企業法人に対する税率の特別措置は出ていないやうであります、これは検討された結果、それはどうしてもまずい、あるいは技術上困難だというよりなことでやめたのだのかどうか、そのやめになった理由をお伺いしたい。あるいは十分検討されたものかどうかということ。

○説明員(白石正雄君) 中小法人に対して特別に軽減になるやうにという意味から、たとえば所得五十万円以下につきまして三五%程度の税率にせよ、こういうよりな主張があります。これは私もよく存じておりますので、これらの点につきましていろいろ検討を重ねた次第でございます。

まず第一の問題といたしまして、この問題が持ち上つておりますことは、第一は先ほどから御議論がありまするやうに貸し倒れ準備金、その他の

各種の準備金制度が、これが相当多額の額に達してゐる。しかもこれが一部の法人のみに適用せられておりました、中小法人には実質的には適用になつていない。従つて本當の負担という点から考えますと、中小法人の方が重くなつてゐる、かような点から主張せられておるわけでございます。従つてこの点につきましては、まず第一にこれらの準備金制度といふものが一体どういふ性質のものであるかといふのであらうと考えるわけでございます。この点につきましては、これらの準備金のうち、ただいまお手元に配付いたしました資料によりまして明らかでありますやうに、貸し倒れ準備金のたとえば七十四億、退職給付の引当金が八百億といふやうに相なつておりました、貸し倒れ、退職及び価格変動準備金といふこの三つが最も大きな数字を示しておるわけでございます。

これらの三つは、この法人に対する特別の優遇措置と考えるよりも、むしろ原則的に見て、本来損金に落すべきものであらうといふやうな見地から設けられておるわけでございます。そういう意味において考えますならば、これによつて軽減を受けておるといふやうに考えることは必ずしも適當でないわけではございません、本来損金として落すべきものを落したに過ぎない、かやうに考えるべきものではないかと思ふのであります。もしそういたしますならば、別にその適用を受けていない中小法人が、そのために負担が過重になつてゐるという議論は必ずしも適當ではないのではないかと、いふやうに考えられるわけでありまして、また少し

くへ理屈みたいなことになるかとも思つておるわけですが、もしこれらの措置が優遇措置である、優遇措置であるがゆゑにその適用を受けていないものに対して負担が不公平であるといふやうな御見解に對しましては、本来これらの措置がよいのか悪いのかといふ見地からの検討がなされるべきものでなからうか。もしこれらの負担の公平を害することがないからいふからこれらの措置は適當でない、かやうにお考えになりますならば、それはこれらの措置を改正して、廃止するなり何なりやられるということがむしろ適當であるべきでありまして、これらの措置は、やはり現在の経済諸情勢その他から考えましてやむを得ない措置であるならば、その適用を受けていないものにつきましては、これはいろいろの問題がございますけれども、直ちに負担の不公平をその面から論ずるという事は必ずしも適當ではないのではなからうか。たとえば輸出免税措置といふものは、輸出の振興という見地から考えられておるわけでございますので、その輸出免税措置の適用を受けないものに対しては、これが負担の公平上おもしろくないといふことは、これらの措置を講ずるときにおいては、すでに明らかなわけでございます。そして、そういう負担の公平を考えながら、やはり輸出免税措置をこの際採用すべきである、かやうな制度がとられ

ました以上は、その適用を受けないものが負担の不公平になつても、ある意味におきましてそれはまあやむを得ないと考へべきものではなからうか。次に第二点といたしまして、これら

の措置は法人にのみ適用があつて、中小法人には適用がない、これがまあ中小法人に対する負担不均衡の原因をなしてゐるやうでございますが、これにつきまして先ほど衆議院の大蔵委員会から御要求がございまして、資料を提出いたしましたので、こちらの方にも同じ資料が配付になっておると考えられるわけでございますが、資本金一億円以上の法人の各種準備金の繰入金金額、それから資本金五百万円未満の法人の各種準備金の繰入金金額、横に長い表を提出いたしておるわけでございますが、それを見ていただきますと、これは資本金一億円以上の法人につきまして六百三十六社につきまして調べた結果でございます。これらの繰入金金額が六百八十三億になつておりました、このためにいわゆる負担が軽減せられておるといわれております率が一一%になつておるわけでございます。従いまして四十二がまあ三十二くらいに税率になつておると、かやうに一応いえるわけでございます。これに對しまして、しからば中小法人はどうなつておるか。これを東京都内の七税務署につきまして、資本金五百万円未満につきまして調べましたものが、これは二百五社でございますが、この二百五社につきましての繰り入れの状況は七千六百万円程度の金額になつておりました、そのために軽減せられております率は六・五%といふことになつております。ただしこれらの法人につきまして繰り入れ限度額まで繰り入れられておらないので、繰り入れ限度額を超えておると、一一%になりまして、たまたま数字は前の法人の場合と一致したわけでございます。

の措置は法人にのみ適用があつて、中小法人には適用がない、これがまあ中小法人に対する負担不均衡の原因をなしてゐるやうでございますが、これにつきまして先ほど衆議院の大蔵委員会から御要求がございまして、資料を提出いたしましたので、こちらの方にも同じ資料が配付になっておると考えられるわけでございますが、資本金一億円以上の法人の各種準備金の繰入金金額、それから資本金五百万円未満の法人の各種準備金の繰入金金額、横に長い表を提出いたしておるわけでございますが、それを見ていただきますと、これは資本金一億円以上の法人につきまして六百三十六社につきまして調べた結果でございます。これらの繰入金金額が六百八十三億になつておりました、このためにいわゆる負担が軽減せられておるといわれております率が一一%になつておるわけでございます。従いまして四十二がまあ三十二くらいに税率になつておると、かやうに一応いえるわけでございます。これに對しまして、しからば中小法人はどうなつておるか。これを東京都内の七税務署につきまして、資本金五百万円未満につきまして調べましたものが、これは二百五社でございますが、この二百五社につきましての繰り入れの状況は七千六百万円程度の金額になつておりました、そのために軽減せられております率は六・五%といふことになつております。ただしこれらの法人につきまして繰り入れ限度額まで繰り入れられておらないので、繰り入れ限度額を超えておると、一一%になりまして、たまたま数字は前の法人の場合と一致したわけでございます。

の措置は法人にのみ適用があつて、中小法人には適用がない、これがまあ中小法人に対する負担不均衡の原因をなしてゐるやうでございますが、これにつきまして先ほど衆議院の大蔵委員会から御要求がございまして、資料を提出いたしましたので、こちらの方にも同じ資料が配付になっておると考えられるわけでございますが、資本金一億円以上の法人の各種準備金の繰入金金額、それから資本金五百万円未満の法人の各種準備金の繰入金金額、横に長い表を提出いたしておるわけでございますが、それを見ていただきますと、これは資本金一億円以上の法人につきまして六百三十六社につきまして調べた結果でございます。これらの繰入金金額が六百八十三億になつておりました、このためにいわゆる負担が軽減せられておるといわれております率が一一%になつておるわけでございます。従いまして四十二がまあ三十二くらいに税率になつておると、かやうに一応いえるわけでございます。これに對しまして、しからば中小法人はどうなつておるか。これを東京都内の七税務署につきまして、資本金五百万円未満につきまして調べましたものが、これは二百五社でございますが、この二百五社につきましての繰り入れの状況は七千六百万円程度の金額になつておりました、そのために軽減せられております率は六・五%といふことになつております。ただしこれらの法人につきまして繰り入れ限度額まで繰り入れられておらないので、繰り入れ限度額を超えておると、一一%になりまして、たまたま数字は前の法人の場合と一致したわけでございます。

るが、さような状況になつておるわけ
でございます。

それから同じように次の資料は、こ
れは準備金を実際には利用していな
かつたわけでございますが、利用した
とすればどのようになるかという点を
調査いたしてみますと、その繰り入れ
可能額は四千八百万円程度になりま
して、これによつて一・八〇程度の輕
減を受け得ると、かような数字にな
るわけでございます。で、中小法人につ
いては今まであまり利用がなかつた
かという問題でございますが、これは
税務署の方にもその一半の責任はあ
るかと思つてございしますが、まあ十
分おわかりになつていないような点も
あつたのではないかと思つてござい
ます。また次に制度が非常に複雑で
ある、そのために大法人には利用でき
るけれども、中小法人には利用できな
い、かようなことがいわれております
のでございしますが、これは価格変動
準備金につきましては、昨年度の改正に
おきまして簿価を基準にして繰り入れ
をすることができるといふように改正
いたしましたので、非常にこれは利用
しやすくなつておるのではないかと。
またこれらの事情も反映いたしまして、
最近の調査では、中小法人につきま
してもその利用状況は非常に増加をし
ておる、かような傾向にあると私も
考へておる次第でございます。貸し倒
れ準備金というものは、債権が
あればその一割なら一割、また価格変
動準備金につきましては、たなほろし
資産の簿価がわかれば、その簿価の一割
なら一割といふように繰り入れするこ
とができるわけでございますから、決
していろいろいわれておりますよう

な、制度が複雑なために利用できない
といふようなことは必ずしも言えない
のではないかと、さう考へておる次
第でございます。

で、かように考へてみますと、中小
法人といふこともこれらの準備金制度は
利用できるのでありますし、また利用
します結果は、ここに書かれておりま
するようになり、平均いたしまして一
一〇程度の輕減になるわけでございます
して、かつまたこれを個々の法人につ
いて見てみますと、その負担の率は
一〇〇程度になるものもあつて、い
ろいろさまざまございまして、それ
らの法人の状況によりまして、いわ
ゆる負担率といふものが變つてゐるわけ
でございます。従つてこれらに
点から考へますならば、準備金制度
に關連いたしまして、特別に中小法人
について輕減税率を適用するといふこ
とは適當ではなからうといふように考
へる次第でございます。また中小法人
につきましては、個人との負担の權衡
といふことがどうしてもこれは看過す
ることができない問題であると思つて
ございまして、御承知のように法人
税と所得税とがいわゆる一体的なもの
として考へられて、法人擬制説とい
うような立場がとられております見地か
ら申しますと、法人と個人の負担の權
衡といふことは、これは理論的にはお
かしいといふことも言えるわけござ
います。現実には個人から法人に組
織変更をするという事例が非常に多
ございまして、二十四年ごろ二十万
程度の法人数でございしたのが、現在
は四十万になつたとする法人になつ
ておりまして、しかもその大部分は個

人から法人に変更をしたといふものが
その大部分を占めてゐるといふよう
な状況であります。この個人から法人
への組織変更といふ問題は、やはり税
の面から、法人になつたほうが税負担が
輕くなり得る余地があるといふ点に原
因してゐると考へられる点がござい
ますので、かような点において個人と
法人との負担といふものはやはり十分
検討の余地がある。かような見地から
私どもは同族会社の法人につきま
して、具体的に百件程度のものを調べ
まして、さうしてそれについて、もし
これらの法人が個人であつた場合にお
きましてはどのような税負担になつて
いであらうかといふ点を調査してみ
たわけでございます。さういたしま
すと、その大部分は個人の場合の方が
重といふような結果になつてゐるわけ
でございます。これは主として法人
企業になりまして役員報酬が払われ
まして、役員報酬は法人の所得上経費と
して落ちますので、その結果事業税の
負担が非常に輕減せられる。このよう
な点に原因いたしまして、法人企業の
場合が個人企業の場合に比較いたしま
して国税、地方税を通じて企業体とし
て払う租税負担が安くなる傾向にある
といふことが考へられるわけであり
ます。法人企業になりましてものは、個人
企業に比較いたしますと相当大きな所
得者が多いわけでございます。個人
営業者の平均所得は現在三十万円程
度と大体考へられておりますが、法人
になつておりますものは五十万、百万、
二百万といふような大所得者が法人に
なる、組織変更してゐるといふよう
な傾向を考へてみますと、やはり全体
の租税負担の權衡といふ見地から法人

税を、所得税との十分なる検討なしに
中小法人のための特別輕減税率を設け
るといふことは適當ではないのではな
いかといふように考へてゐる次第で
ございます。

○小林政夫君 どうもさう聞き直つて
言われると、僕の方がやらざるを得な
くなつてくるが、まず第一点の適用全
部の輕減措置を利用すればこうなる
といふ数字は、これは當然の話で、しか
しこの資料によつても、一億以上の法
人の輕減措置の利用状況といふものは
もつとあるはずで、ここ上つてお
るだけではない。これは一体実績なの
か、それとも理論的に、申告所得だけ
をとつて、それにいろいろさういふも
のを当てはめてみたといふことなの
か、その点が一つは資料としては聞
きたい。それからまあ一步譲つてこの
通りであつたとしても、具体的にその
大法人と中小法人とは税法をこなす能
力といふものが非常に違ふので、今あ
なたもさういふ意見もあるといふこと
であつたけれども、その点が實際問題
としては、本来の法人税法、所得税法自
体が難解であるにもかかわらず、なお
租税特別措置法といふ難解なもので
は、おそろしく立法者のあな自身でも
突然にある事項を見られたならば、
ちやつと理解に苦しむような難解な条
文であるのだ。それを中小法人はこ
なすことはむづかしいし、もしそれをし
てこなそうとすれば、特別に税理士
あるいは計理士等を雇つて報酬を出さ
なければならぬ、こゝういふことになる
ので、さういふ報酬にもたえられな
い、こゝういふ事情なんですから、實際
問題としてはなかなかこの通りは利用

できないといふことが一つ、これがま
あ実情です。

それから法人成りの現象は、これは
法人と個人との一体税負担を比較する
といふことがもうすでにおかしいこと
なんだけれども、まあ從來あなたの方
の見解は、いつも實際問題としての
さういふことに触れておられるが、私
は法人成りは徴税の立場からいつても
奨励した方がいいと思つたので、ま
た企業の経営を堅実化するといふ意味
からいつても、経理組織を確立させる
といふような意味からいつても、法人
成りの現象を脱税といふか、税負担を
輕くならしめるといふような見地から
のみ見ずに、もつと大きな目から見
て、法人成りといふことは助成して、
その法人成りの現象をいかに助成する
ことで、法人になれば税が輕いのだか
ら、法人税率を下げる必要はない、こ
ういふ税率まで頭を持つていつて考
へる必要はないのじゃないか。まあ青色
申告をやつておる人とやつておらない
人とは、これは税務署へ行つて、あ
るいは国税庁へ行つて聞いて、あ
るいは申告者が一応もつとらしい帳簿を備
えておるならば、どうしてもわれわれ
はその帳簿に現れた数字に引きずら
れます。まあ當てずつぽうな割当て課
税のようないふことはできなく。こ
ういふ意味からいつても、まあ徴税の
手数を省く意味からいつても、法人成
りの現象はむしろ奨励してもいいくら
いですよ。さういふ法人成りがど
んどんいふからといって、法人成りになれ
ば税が安くなるからだといふような気
持をもつて法人成りを眺めることは行
き過ぎではないか、さう眺めない方が
いいのではないかと、さう気がするわけ

です。まあこれは議論になるからあとで、議論しなくていい、その方は前にだいぶやっておるから。

○説明員（白石正雄君） お尋ねの点の、まず資料の問題でございますが、ただいま御説明申しました資料は三十年の一月に事業年度が終了しましたものにつきまして、東京都内の七税務署の分

を集計したものでございます。従いましてこれは一月を選びましたのは、これはやはりと調査の時期が二月、三月ごろでございましたので、最も最近のものが適当であろう、こういう見地から一月に事業年度が終了したものを七税務署のものにつきまして全部集計したわけでございます。そのうちの青色申告の分の課税になりました分のみを取り上げまして、そうして集計いたしましたのが、ここにあげられております二百五社とそれから五百三十一社、この二つでございまして、約七百社ぐらゐのものにつきました。悉皆調査したわけでございます。

で、おそろくそういつた点から周知官
伝が行われますでしよろし、また税務
署といたしまして、できる限り制度
を御利用願ひように今後とも努力いた
しまして、運用上この問題は適当に解
決せられてゆくのではなからうかとい
うように考えているわけでございま
す。

なお法人成りの傾向につきましては、これはやはり税は、法人になることを奨励すべきものでもなく、またこれを抑制すべきものでもなく、いわばまあ税はそういうったことにつきまして中立的な立場をとるべきものであらうと考えるわけでございますが、ただ最近におきます傾向は、どうも税負担というこの見地からのみ法人成りが行われているように見受けられますので、こういう点はやはり税の負担の公平というよりな見地からはおもしろくないと考えられますので、そういう税の問題のみから法人になるというようなことは、これは行えないように、やはり税の制度は統制すべきものではなからうかというように考えている次第でございます。

○小林政夫君　まあ奨励するとい
う……、意識的な奨励というより、ま
あこれは議論してもしょうがないがい
ずれ資料を出してもらつて、實際問題
をどりするかということになる。その
まあ奨励という僕の言い方が少し言い
過ぎであつたのだけれども、大体法人
税というのは、所得税の源泉徴収を考
えているのが今の法人の税体系なん
です。そうそのいろいろ比較した資料なん
てものは類推、仮定に基いたものであつ
てものは實際問題として、法人になれば輕い
ということをやっている人もあるでしょ

うし、しかしそれは法人になったから軽いのじゃなくて、一応いろいろな経理組織が確立して、帳簿等が確立して、従来個人の場合においては必要経費等が十分計上されなかった。あるいは言っても税務署を十分納得せしめられなかった。こういうようなことが、はつきり数字に帳簿として、整備された帳簿で出てきたために税が軽くなった、こういう場合もあるわけです。だからそういう点はただ組織の、個人企業と法人企業ということで、法人になれば軽いということでなしに、必要経費等の税務署側を納得してもらう、あるいは税務署も更正決定とか、あるいは更正決定まで行かなくても、事前折衝

それが帳簿がないと、いわば税務署の腹づもり等によつて……、そういうこつとでは、言へないと言われるでしようけれども、他の企業との関連、あるいは同業種との比較等によつて割当て課税的な要素も中にはある。そういうこつとがなくなるといふことで、実際上結果的には税が軽くなつたけれども、それは本来輕かるべき税が輕くなつたといふ場合もあるわけですから、そういう意味においても、むしろ申告納税の意義を生かす意味においても、記帳を是つくりするといふ点からいって、法人になるというこつとはそういう見地からいいこつとであらう、こういう意味です。

○説明員（白石正雄君） お話しのよりな点は、制度の問題というよりも、むしろ運用の問題と考えるわけでありますが、運用もなかなか完全には行きかねておりますので、お話のような点がないとは断言できかねるわけでありますが、そのような点につきましては、できる限り運用上よく行くように今後とも努力すべき問題であろうと思うわけであります。ただ、私どもは、制度の問題といたしまして眺めました場合におきましても、個人の場合、法人の場合、それは同じように把握されるわけですから、同じ所得を基礎といたしまして考えました場合にも、税の制度上の問題といたしまして、どうも法人の方が軽くなり得るような傾向にある、こういう点が問題としてあるわけでございます。私どもが、先ほど申し上げましたように百件程度につきまして調べました。その調査と申しますのは、法人企業を調べまして、その法人の申告しておりますところの所得そ

いまして、運用上の問題として、お話しのような点がないとは私どもも断言できかねるわけですが、一応切り離しまして、制度の問題といたしましてそのような問題があることを考えておるわけでございます。

○小林政夫君 制度の問題として、一番個人、法人の負担のアンバランスを来たしておる原因は事業税です、国税の面ではない。僕の今までの資料で行くとね、事業税においては法人が軽く個人が重くなる、こういうのが出ておるうちに僕は今までの資料では了承しておる。事業税というものが今の姿でいいかどうかというところについて、も相当議論があると思いますが、それは国税、地方税全体の、一環として税負担というものは考えなければならぬけれども、法人税率をどうするかというよりな場合においては、私は事業税関係のものを一応切り離して考えていく必要がある。その方は別途事業税の面において対策を考へるということをする必要があるんじゃないかと思つてゐるのです。

○説明員(白石正雄君) まさにお話し通りでございます、私どもも事業税の点においてそのような傾向があると考へておるわけですが、やはり国税、地方税を通じて負担の均衡というよりなことも考へねばならぬという見地から、総合してやはりその点は考慮すべき問題でもありますので、この際そういった総合的な見地と切り離して、法人税率の特別の中小法人に対する軽減税率を作るといふことは、やはり適當ではないのじゃないかというように考へておる次第でございます。

○委員長(青木一男君) いかがです

か。今日はこの程度で……。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案
二、開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第一条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「其ノ他ノ諸費」の下に「並ニ同事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第六条中「健康勘定ヨリノ受入金」の下に「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を加える。

第九条中「健康勘定及年金勘定」を「健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定」に改める。

第十一条第二項中「保険給付費」の下に「及保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第十八条ノ五の次に次の一条を加える。

第十八条ノ六 政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタ

メ必要アルトキハ昭和三十年年度以降七箇年度毎年度一般会計ヨリ十億四千萬円同勘定ニ繰入ルコトヲ得

（船員保険特別会計法の一部改正）
第二条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十六条 政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分擔費、出産手当金、育児手当金、配偶者分擔費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用（船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く。）の財源の一部に充てたるため必要があるときは、昭和三十年年度以降六箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計からこの会計に繰り入れられた場合に於いては、第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六条の規定による受入金を除く）」と読み替へるものとす。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年年度の予算から適用する。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

（開拓者資金融通特別会計法の一部改正）
第二条中「一時借入金の利子」の下に「事務取扱費」を加える。

第三条第一項中「政府は、必要額を限度として」を「必要があるときは、」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定による公債及び借入金金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

第四条中「公債及び借入金の償還金」の下に「並びに貸付金」を加える。

第七条第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

第八条中第二項を削り、同条第三項中「貸付金の償還金及び第一項の規定による繰入金金を以て公債及び借入金の償還金を支弁するのに不足する金額と、」を削り、「一時借入金の利子、」の下に「事務取扱費、」を加え、「との合計額」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書
二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四 前年度及び当該年度の貸付計画及び償還予定表
五 前年度末現在の第三条の公債又は借入金の発行額又は借入額及び償還額表

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 改正後の開拓者資金融通特別会計法（第二条を除く。）の規定は、昭和三十年年度の予算から適用する。ただし、第九条第二項第二号の規定並びに同項第三号の規定中前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書に係る部分は、昭和三十一年度の予算から適用する。

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案
二、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
三、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案

一、たばこ専売法等の一部を改正する法律案
二、関税定率法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。

第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 約定期間一年以上三月未満のもの

第四条第三項に第六号として次のように加える。

六 約定期間七年以上のもの

年六分
第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき

年一分五厘
第四条第四項に第五号として次のように加える。

五 預託されていた期間が五年以上上のとき

年五分
第七条第三項の次に次の一項を加える。

前項前段の場合において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の金融債に運用する額があるとき

は、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

第十條第一項中「十人」を「十二人」に、同条第二項第八号中「三人」を「五人」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に預託されている資金運用部預託金の利子でこの法律の施行の日前の預託期間に對するものについては、なお従前の例による。

3 資金運用部預託金利率の特例に關する法律（昭和二十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「契約上の預託期間」の下に「（以下「約定期間」という。）」を加え、「同項第四号」を「同項第五号又は第六号」に改め、「利子を附する外、」の下に「約定期間五年以上七年未満のものに對しては、」を、「範圍で、」の下に「約定期間七年以上のものに對しては、昭和三十年年度以降當分の間、年二厘以下の範圍で、」を加え、第三項中「契約上の預託期間」を「約定期間」に改める。

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第四條第三項及び第九條第二項の規定による一般会計からの繰入金並びに附屬雜收入」を「及び附屬雜收入」に改め、「第四條第三項の規定による繰越損失の補てん金」を削る。

第四條第一項中「第八條第一項を「第八條」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 前項の規定により繰り越した損失は、第八條に規定するところに、この会計の決算上の剰余をもつてうめるものとする。

第八條を次のように改める。

（決算上の剰余の処理）

第八條 この会計の毎會計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（以下「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第十四條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等」という。）を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四條第一項の規定による償却に充て、また、同條第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これをうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額に相當する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

第九條第一項中「収納済額の合計額」を「収納済額」に、「支出済額等の合計額」を「支出済額等」に、「前條第一項」を「前條」に改め、同條第二項を削る。

附則第六項を次のように改める。

6 この會計においては、當分の間、毎會計年度における郵便貯金

特別会計の歳入不足をうめるため、その不足額に相當する金額を限り、予算で定めるところにより、当該年度の歳出として同會計に繰り入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本開發銀行の電源開發株式会社に對する出資の處理に關する法律案

日本開發銀行の電源開發株式会社に對する出資の處理に關する法律案

1 電源開發促進法（昭和二十七年法律第百八十三号）附則第十三項の規定に基いて日本開發銀行が引き受けた電源開發株式会社の株式は、政令で定める時期において、政府の産業投資特別會計に歸属するものとする。

2 日本開發銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別會計からの日本開發銀行に對する出資金の額は、それぞれ、前項に定める時期において、同項の規定により産業投資特別會計に歸属した株式の金額の合計額に相當する額を減少するものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。

2 電源開發促進法の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を削る

り、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を削り、附則第十七項以下を三項ずつ繰り上げる。

3 日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「千五百五十二億二千四百」と第四十九條の二第四項の規定により同特別會計から出資があつたものとされた金額との合計額を「二千三百三十九億七千万円」に改め、同條第二項中「千五百五十二億二千四百」を削り、「並びに第四十八條第一項」を「第四十八條第一項並びに第四十九條の二第四項」に改める。

たばこ專賣法等の一部を改正する法律案

たばこ專賣法等の一部を改正する法律案

（たばこ專賣法の一部改正）
第一條 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項に次の後段を加える。

この小売定価中には、当該小売定価の百分の六に相當する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四條の道府県たばこ消費税の額及び当該小売定価の百分の九に相當する同法第四百六十四條の市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

第四十一條の二第二項を次のように改める。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、小売人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種に応じ、あらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める数量（滅失した製造たばこについて当該小売人が保険金、損害賠償金等により損失を償われたときは、その償われた金額に応じあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い計算した数量を控除した数量）の製造たばこを交付

することが出来る。
第七十九条第三項第四号を次のように改める。
四 司法警察職員として職務を行つる官制局及び官制署の職員
第七十九条第三項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 郵政監察官
（製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部改正）
第二条 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

アストリア	長さ一二五ミリメートル 太さ一五ミリメートル
に改める。	

アストリア	長さ一一八ミリメートル 太さ一七ミリメートル
を	

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後のたばこ専売法第三十四条第一項後段の規定は、公社が昭和三十一年三月一日以後に小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこ小売定価について適用する。

3 改正後のたばこ専売法第四十一条の二の規定は、この法律の施行後に災害により製造たばこが滅失した場合について適用し、この法律の施行前に災害により製造たば

こが滅失した場合の製造たばこの交付については、なお従前の例による。

関稅定率法等の一部を改正する法律案
関稅定率法等の一部を改正する法律

（関稅定率法の一部改正）
第一条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「適用の日」の下に「（同条第二号に掲げる貨物につ

いては、その輸入申告の日）」を加える。

第十四条第十号中「二年」の下に「（機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこえる期間で政令で定めるもの）」を加える。

（関稅定率法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 関稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第八項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。
附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該免除を受ける物品が原油、重油又は粗油であるときは、政令で定める手続をしなければならぬ。

附則第十一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「関稅を免除した場合」の下に「及び附則第十項又は第十一項の規定により原油、重油又は粗油の関稅を免除し、又は軽減した場合」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「附則第六項又は第九項」を「附則第六項若しくは第九項又は前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。
12 附則第十項の規定による免除を受けた原油、重油又は粗油を製油原料として使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、別表乙号の炭化水素油の部のうち一の甲の税率による関稅をその輸入者から徴収し、前項の規定の適用を受けた原油、重油又は粗油で当該税率の適用を受けたもの（別表甲号の炭化水素油の部の一に規定する比重その他の規格に該当するものを除く）を製油原料としての用途以外の用途に使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、当該税率と別表乙号の炭化水素油の部のうち一の乙の税率との差に相当する税率による関稅をその輸入者から徴収する。

別表甲号中
二〇五 小麦
二〇六 豆類
一のうち大豆
五一九 炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）
一 原油、重油及び粗油のうちの炭氏十五度における比重が〇・八七二をこえ、〇・八九をこえないもの（炭氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、炭氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む。）で、かつ、引火点が炭氏百十五度をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）
改め、同表の備考を削る。

別表乙号中
五一九 炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）
一 原油、重油及び粗油のうちの炭氏十五度における比重が〇・八七二をこえ、〇・八九をこえないもの（炭氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、炭氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む。）で、かつ、引火点が炭氏百十五度をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）
改め、同表の備考を削る。

改め、同表の備考を削る。
五一九 炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）
一 原油、重油及び粗油のうちの炭氏十五度における比重が〇・八七二をこえ、〇・八九をこえないもの（炭氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、炭氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む。）で、かつ、引火点が炭氏百十五度をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）
改め、同表の備考を削る。

改め、同表の備考を削る。
五一九 炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）
一 原油、重油及び粗油のうちの炭氏十五度における比重が〇・八七二をこえ、〇・八九をこえないもの（炭氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、炭氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む。）で、かつ、引火点が炭氏百十五度をこえないもの（製油原料として使用するものを除く。）
改め、同表の備考を削る。

1 この表において「重油」とは、炭化水素油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。
- 2 改正後の関税定率法第四条第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五条第二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。